

東庄町 国土強靱化地域計画

令和2年12月

東 庄 町

目次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 本町の地域特性	2
3 計画の位置づけ	9
4 計画策定の進め方	10
5 基本目標と事前に備えるべき目標	11
第2章 脆弱性評価	12
1 想定するリスク	12
2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	12
3 施策分野	14
4 脆弱性の評価	14
第3章 強靱化の推進方針	16
1 リスクシナリオごとの推進方針	16
2 施策の重点化	40
第4章 計画の推進と進捗管理	41
1 推進体制	41
2 計画の進捗管理と見直し	41
別記：リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	42

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

町では、東日本大震災等の教訓を踏まえ、町域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、「東庄町地域防災計画」を策定・運用し、災害から人命を守ることを最優先に、自助・共助・公助の観点に立ってハード・ソフト両面から安全・安心に暮らせる地域社会の実現に取り組んでいるところです。

一方で、近年、大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっています。また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務となっています。

このような中、国においては、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月には、基本法に基づき、国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めています。

国土強靱化とは、大規模自然災害への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策も含めた総合的な対応を、国づくり、地域づくりとして平時から持続的に展開していこうとするものであり、これらの法・計画で地方公共団体は、国土の強靱化を推進する責務を有しており、その責務を達成するための計画として、国土強靱化地域計画を策定することが求められています。

本町においても基本法の趣旨を踏まえ、東日本大震災や台風などの過去の災害教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組をとりまとめ、推進していくために「東庄町国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2 本町の地域特性

(1) 自然特性

ア 位置

本町は、首都東京から80km圏域にあり、千葉県北東部に位置しています。西側は香取市、南側は旭市、東側は銚子市とそれぞれ隣接し、北側の利根川をはさみ、鹿島臨海工業地帯のある茨城県神栖市と接しています。

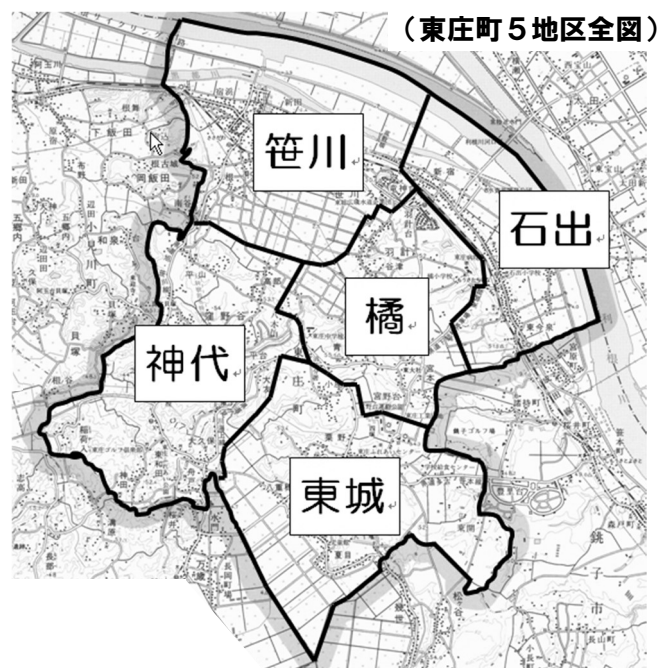
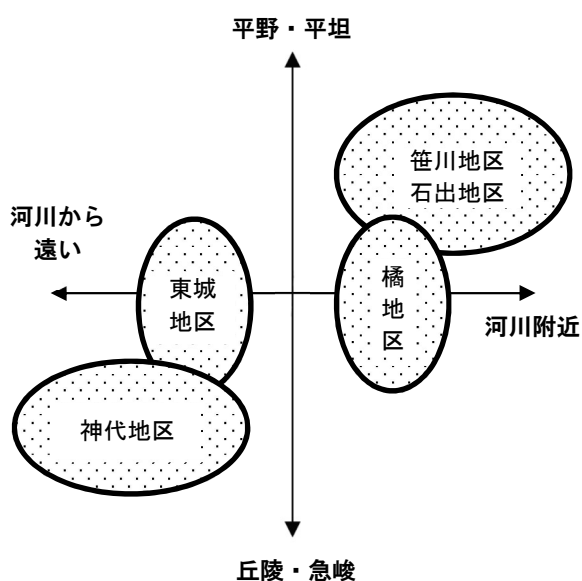
イ 地勢

本町の面積は46.25km²で、東西に約9km、南北に約10.5kmの台形状をなしており、中央の丘陵地帯から南部、北部に傾斜して低地となっています。中央の丘陵地帯の標高は40～50mでシルト層（関東ローム層）で形成され、丘陵の斜面は森林に、上部の平地は畑作に利用されています。

北部は利根川下流域の水田地帯となっていますが、この沖積平野（利根川低地部）に平坦な台地が接しています。北部を流れる利根川に黒部川が並行しており、笹川地先で桁沼川が黒部川に合流し、さらに新宿地先で利根川と合流して太平洋に注いでいます。中小の河川や湧水によって開析された谷が発達し、また、台地が樹枝状に刻まれており、景観や植生等に変化を与えています。中央の丘陵地帯を挟む南部は、平坦な台地及び平野で干潟八万石とも呼ばれる大水田地帯があり、北部とともに県を代表する水田地帯となっています。

なお、本町は、神代地区、笹川地区、石出地区、橘地区、東城地区の5地区で構成されていますが、地勢上の特性より、以下のように特徴づけられます。

■ 5地区の地勢



(ア) 神代地区

神代地区は、明治22年の町村制施行により、平山村、小貝野村、大友村、窪野谷村、高部村、大久保村、舟戸村、桜井村、東和田村、神田村の10村を合併した旧神代村の村域を背景に有しています。東庄町の最西部で、東庄町5地区において山林・原野の占める割合が最も高く、集落が点在する地区です。また、台地と平地が入り組む谷戸が多い地形であり、稲荷入、舟戸の2地区は急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。

(イ) 笹川地区

笹川地区は、明治22年の町村制施行により、須賀山村、鹿野戸村の2村を合併した旧笹川町の町域を背景に有しています。笹川は古くから「さっさ川」と呼ばれ、須賀山村の一部に属した水運の拠点となっていました。黒部川に注ぐ桁沼川が、地区の中央を流れており、東部に竜神台を控えています。地形はおおむね平坦です。国道356号沿いに街区が形成され、南部には肥沃な水田地帯（桁沼耕地）が広がっています。

(ウ) 石出地区

石出地区は、明治22年の町村制施行以前の、新宿村、石出村、東今泉村3村の村域を背景に有しています。地区の南北を国道356号が縦断し、笹川地区同様、沿道には街区が形成されています。また、地区北部から東部にかけて利根川に面していますが、流域の沖積平野（利根川低地部）は、大きな地震の際に強震動や液状化による被害を受けやすい特徴を有しています。

(エ) 橘地区

橘地区は、明治22年の町村制施行以前の、青馬村、宮本村、今郡村、谷津村、羽計村5村の村域を背景に有しています。北西部に位置する低地の三方を台地が取り囲み、谷戸が多い地形となっています。羽計、青馬及び今郡などの地域では急傾斜地が多く点在しています。

(オ) 東城地区

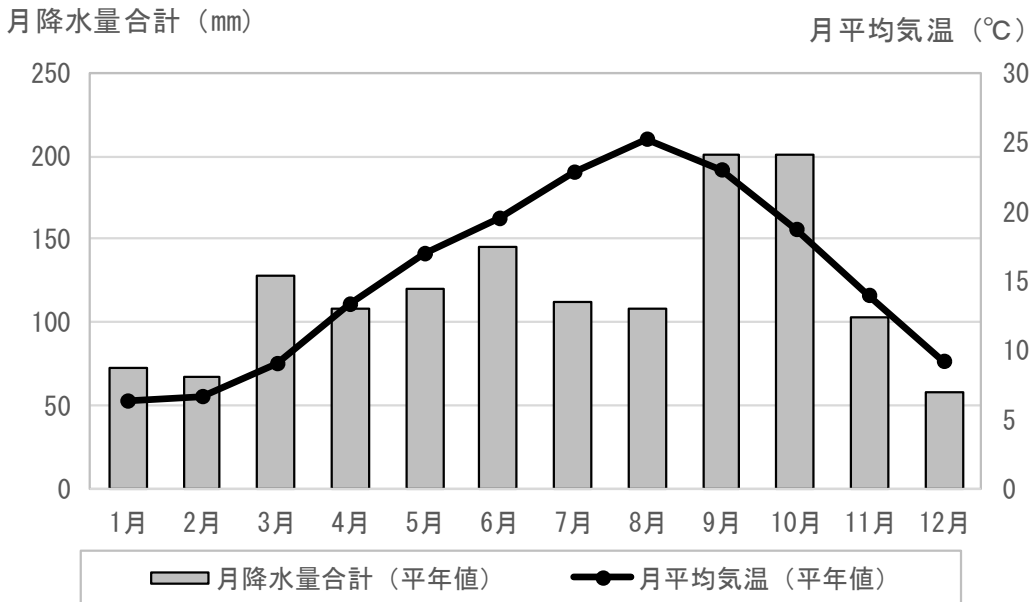
東城地区は、明治22年の町村制施行により、小南村、粟野村、小座村、夏目村、八重穂村の5村を合併した旧東城村の村域を背景に有しています。地区南部の夏目、八重穂は低地であり、干潟八万石と称される大水田地帯が広がっています。他地域は台地に所在し、丘陵地には森林が広がっており、夏目や粟野などの地域では急傾斜地が多く点在しています。

ウ 気象

本町は日本温暖気候に属し、1981（昭和56）年から2010（平成22）年までの30年間の平均気温は15.4℃です。冬の間は東京より2～3℃暖かく、夏は逆に涼しくなります。

降水量は、近年は梅雨から秋にかけて比較的多く、年間平均降水量は1436.8mmです。冬季には北西の季節風が多く、夏季は南東の風が多くなっています。

■ 月別平均気温・降水量



(注) 月降水量合計：東庄地域雨量観測所（香取郡東庄町小南）
 月平均気温：銚子地方气象台（銚子市川口町2丁目6431）
 年平均値：1981（昭和56）年から2010（平成22）年までの30年間の平均値。
 平均的な気候状態を表す。

（資料：国土交通省気象庁ホームページ）

(2) 社会・経済特性

ア 人口

本町の人口は平成27年10月1日現在（国勢調査）で14,152人となっており、近年は減少傾向で推移しています。

年齢3区分別人口の割合をみると、少子高齢化が進行している状況がうかがえます。

また、世帯数は平成27年10月1日現在（国勢調査）で4,562世帯となっており、おおむね横ばいで推移しています。1世帯当たり人員は減少傾向にあり、核家族化の進行や高齢単身世帯の増加によるものとみられます。

■ 町の人口・世帯等（各年10月1日現在）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人 口 (人)	17,988	17,739	17,076	16,166	15,154	14,152
15歳未満 (%)	19.0	15.6	14.1	12.8	11.4	10.3
15～64歳 (%)	66.5	66.6	64.9	62.7	60.3	55.6
65歳以上 (%)	14.5	17.8	20.9	24.5	28.3	34.2
世帯数 (世帯)	4,339	4,518	4,577	4,565	4,561	4,562
1世帯当たり人員 (人)	4.15	3.93	3.73	3.54	3.32	3.10

(注) 年齢3区分別人口の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

（資料：総務省統計局「国勢調査」）

イ 交通

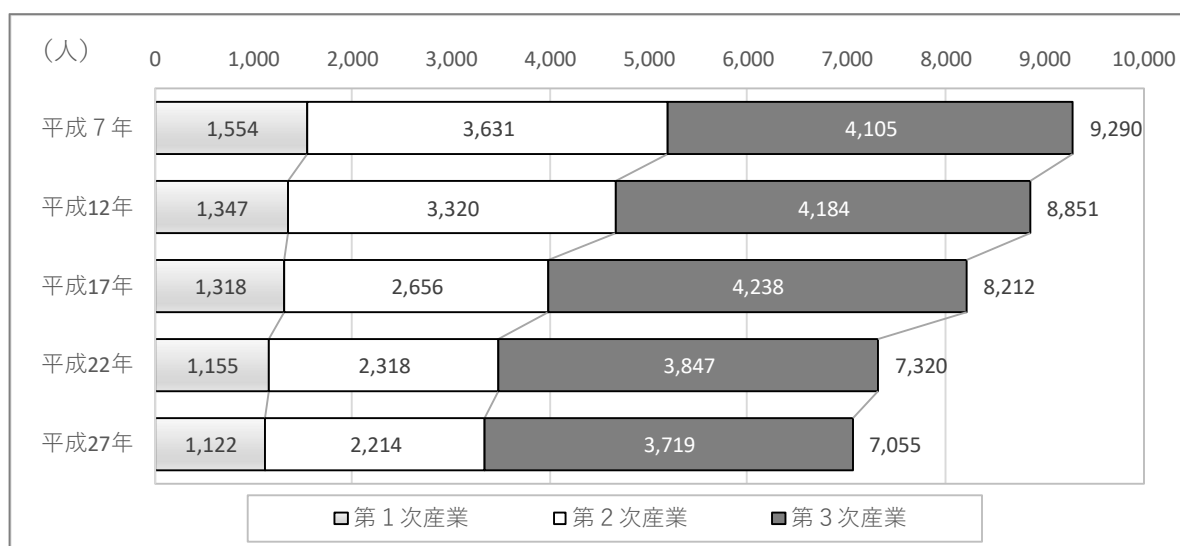
町内の交通は、町の北部から北東部にかけて通る J R 東日本の成田線と国道356号線が、町内外を結ぶ大動脈として機能するだけでなく、東京駅から銚子駅をつなぐ高速バスも本町に停車するため、長距離移動の利便性は高いと言えます。

ウ 産業構造

平成7年から平成27年までの産業別就業人口の推移（国勢調査）をみると、就業人口は一貫して減少しており、平成27年の就業人口は7,055人となっています。産業区分別の内訳は第1次産業が1,122人（就業人口の15.9%）、第2次産業が2,214人（同31.4%）、第3次産業が3,719人（同52.7%）で、第3次産業の就業割合が高くなっています。

一方、平成27年の産業別就業人口の割合を千葉県や全国と比較すると、第1次、第2次産業就業者の割合が高くなっています。

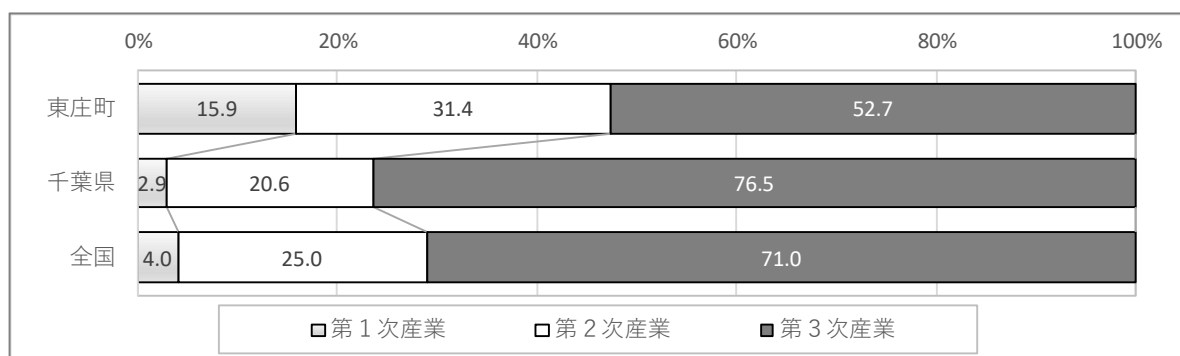
■ 産業別就業人口の推移



（注）就業人口には、分類不能の産業の人数を含まない。

（資料：総務省統計局「国勢調査」）

■ 産業別就業人口割合の比較（平成27年）



（注）就業人口には、分類不能の産業の人数を含まない。

（資料：総務省統計局「国勢調査」）

(3) 災害の状況

ア 風水害等

本町に災害をもたらす気象の代表的なものには、梅雨前線・秋雨前線の豪雨、夏季の台風等があげられます。近年の災害履歴としては、昭和46年9月の台風第25号により、町内一円の冠水、家屋の全半壊38棟、床上・床下浸水410世帯の被害がありました。また、河川の氾濫やがけ崩れの多発により死者4人、重軽傷10人などの大きな被害を受けています。

このほか、令和元年の台風第15号により住家や農作物への被害が発生したほか、暴風雨・飛来物による配電設備の故障等に伴い、県内の広範囲にわたって停電が発生しました。

本町に關係する災害については、被害状況等の資料が少なく不明なものが多くなっています。昭和46年9月7日に襲来した台風第25号による被害が過去における最大なものと考えられます。昭和46年台風第25号による被害の概要は次のとおりです。

■ 昭和46年台風第25号による被害の概要

【災害発生年月日】 昭和46年9月7日～9月8日

【災害発生場所】 町内一円

【災害の種類概況】 台風25号による水害

【被害状況】

人的被害	死者	4人	その他	田	流失・埋没	21ha
	重軽傷	10人			冠水	366ha
住家被害	全壊家屋	15棟		畑	流失・埋没	4ha
	半壊家屋	14棟			冠水	178ha
	一部損壊	9棟		道路	88箇所	
	床上浸水	70棟		鉄道不通	2箇所	
	床下浸水	340棟		がけ崩れ	166箇所	
	罹災世帯数	446棟				
	罹災者数	2,317人				

【被害額】

(単位：千円)

農業施設	7,100
農産被害	199,000
林産被害	60,000
畜産被害	11,600
水産被害	3,000
商工被害	14,000
その他	95,200
公共文教施設	800
農林水産業施設	98,000
公立土木施設	62,190
その他公共施設	6,670
	557,560

イ 地震活動

本町周辺では、相模トラフ・房総半島沖のプレート境界地震（関東大震災等）について、強振動はあるものの、過去においては、大きな被害が生じたことはありませんでした。また、本町近傍の活断層については沖積層が厚いこともあり、現在のところ確認されていません。

一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では本町においても大きな被害が発生しています。また、本町周辺の銚子市・香取市付近では、深さ30～50km程度を震源とするプレートの沈み込みに関係する地震活動が定常的に活発であり、M6クラスの地震が平成元年3月（旧佐原市付近、震度5）、平成12年6月（多古町付近、震度5弱）に発生し、若干の被害がありました。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当又はそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2300年程度とされ、比較的、発生確率は低くなっていますが、南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の首都直下地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にあります。

また、南関東地域は、盆状の基盤構造に軟らかな堆積層が厚く分布しており、長周期成分の揺れに共振して地表の揺れが大きくなりやすい地質構造であるため、本町付近が震源域となり大きな被害を被る可能性もあります。

■ 地震発生状況

発生年	被災地域 (震央地名)	規模 (M)	被害状況
元禄16年 (1703)	江戸・関東諸国 (元禄地震)	8.2	地震動・津波により甚大な被害。千葉県南部を中心に死者6,534人。家屋全壊9,610棟。
明治28年 (1895)	霞ヶ浦周辺	7.2	局部的被害はそれほど大きくないが、被災範囲が広い。佐原町では倒壊家屋1棟、その他土蔵の破損等数十。
明治30年 (1897)	千葉県南東部	5.6	(利根川流域で障壁に多少の亀裂が生じる)
明治35年 (1902)	千葉県佐原町付近	5.6	きわめて局所的な地震で、佐原で壁土の墜落あり。
明治42年 (1909)	千葉県北東部	6.7	銚子付近で地盤の亀裂、家屋傾斜2棟、煙突の挫折あり。
大正10年 (1921)	千葉県北部	7.0	千葉県印旛郡で土蔵破損数箇所、道路に亀裂を生ず。千葉、成田、東京でも微小被害あり。
大正12年 (1923)	関東地方南部 (関東大震災)	7.9	千葉県全体で、死者1,335人、負傷者3,426人、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、焼失647戸、流出71戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流出は布良の津波によるもの。
昭和3年 (1928)	千葉県北西部	6.2	(江戸川河口付近で土壁の亀裂・崩壊あり)

発生年	被災地域 (震央地名)	規模 (M)	被害状況
昭和 25 年 (1950)	千葉県東部	6.3	一宮町の堤防に地割れを生ずる。その他電線切断等の微少被害あり。
昭和 62 年 (1987)	千葉県中央部 (千葉県東方沖)	6.7	千葉県全体で死者 2 名、負傷者 144 名、全壊家屋 16 戸、半壊家屋 102 棟、ブロック塀等の倒壊 2,792 箇所が発生。
昭和 63 年 (1988)	東京都東部	6.0	千葉県内でがけ崩れ 1 箇所、その他に道路の亀裂等軽微な被害あり。
平成元年 (1989)	千葉・茨城県	5.6	千葉、茨城両県で軽傷 2 名、火災 2 件、他に塀・壁・屋根瓦、窓ガラスの破損あり。
平成元年 (1989)	千葉県北部	6.0	震央に近い多古町・佐原市等で水道管の破裂、屋根瓦の落下等の建物 1 部損傷 12 戸、農業用水施設破損 10 箇所。
平成 23 年 (2011)	東北地方・関東地方 (東北地方太平洋沖)	9.0	千葉県全体で死者 20 名、行方不明者 2 名、負傷者 251 名、全壊 798 棟、半壊 9,989 棟。県内外において地盤の液状化等が多数発生。
平成 24 年 (2012)	千葉県北部 (千葉県東方沖)	6.1	千葉県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の半壊 2 棟、一部損壊 219 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 箇所倒壊、また、銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。

■ 東日本大震災による町の被害概要

【災害発生年月日】 平成23年3月11日 午後2時46分 震度5弱
午後3時15分 震度5弱

【被害状況等】

人的被害	死者	1人	町道被害	亀裂、陥没等	116箇所
	重症者	1人	農業被害	水路、揚水機等	38箇所
	軽症者	2人	電気	3月12日復旧	
住家被害	全壊	3棟	水道	3月14日復旧	
	大規模半壊	1棟	避難所	4箇所開設(最大3日間開設)	
	半壊	9棟	避難者数	556人	
	一部損壊	1,800棟			

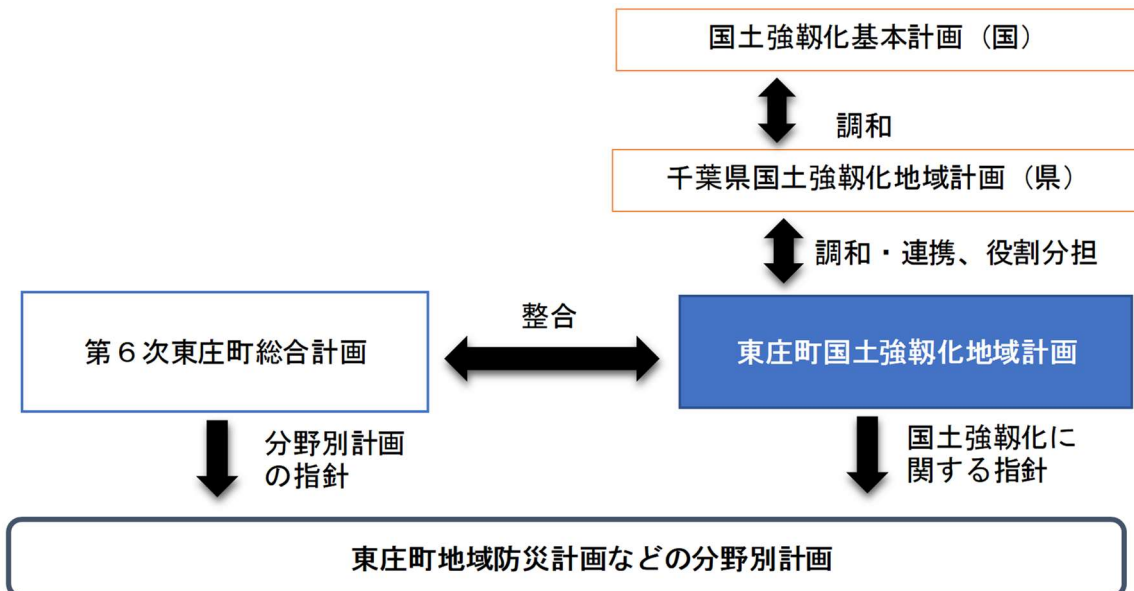
3 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき策定する国土強靱化地域計画であり、町政の基本方針である「東庄町総合計画」や、災害対策基本法に基づき策定した「東庄町地域防災計画」等とも整合・連携を図りながら、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画です。

なお、本計画の対象区域は、東庄町域を基本とし、本町が主体となり取組を進める事項を中心に扱うものとしますが、「千葉県国土強靱化地域計画」（以下「県強靱化計画」という。）が、本町を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保ち策定を行うものとします。

また、計画期間は特に定めず、進捗管理（P D C A サイクル）を行う中で、必要に応じて修正するものとします。

■ 東庄町国土強靱化地域計画の位置づけ



4 計画策定の進め方

本計画の策定に当たっては、国土強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進するため、計画策定に関する国の指針である「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、以下のプロセスを経て、強靱化の目標や方向性を示し、推進方針を定めました。

■ 東庄町国土強靱化地域計画策定の流れ及び構成

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本町の地域特性
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の策定の進め方
- 5 基本目標と事前に備えるべき目標 ⇒ 4つの基本目標を設定
⇒ 8つの事前に備えるべき目標を設定



第2章 脆弱性評価

- 1 想定するリスク
- 2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
⇒ 26の起きてはならない最悪の事態を設定
- 3 施策分野
⇒ 個別施策分野10、横断的分野3を設定
- 4 脆弱性の評価

別記：リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

⇒ 「起きてはならない最悪の事態」を回避する観点から、現状の施策の脆弱性を分析・評価



第3章 強靱化の推進方針

- 1 リスクシナリオごとの推進方針
⇒ 脆弱性の評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、今後必要となる施策を整理
⇒ 進捗管理のための重要業績指標（KPI）を設定
- 2 施策の重点化



第4章 計画の推進と進捗管理

- 1 推進体制
- 2 計画の進捗管理と見直し

5 基本目標と事前に備えるべき目標

(1) 基本目標

基本法第14条において国土強靱化地域計画は、「基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。

また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ安全・安心な地域をつくりあげるためには、県強靱化計画との調和を図る必要があることを踏まえ、本町の国土強靱化に向けた「基本目標」を次のとおり設定します。

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも
 - I. 人命の保護が最大限図られること
 - II. 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - III. 住民の財産及び公共施設の被害の最小化
 - IV. 迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

4つの基本目標に基づき、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定し、強靱化を推進します。

- 1 災害による死傷者の発生を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第2章 脆弱性評価

国土強靱化の取組は、本町の特性を踏まえた上で、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきかという「対応方策」を考え、「重点化・優先順位づけ」を行った上で施策を推進していく点に特徴があります。これにより、国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスです。

脆弱性評価の実施に当たっては、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に沿って、想定するリスク、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野を設定して行います。

1 想定するリスク

対象とする自然災害に関しては、予想される大規模自然災害全般を対象とし、具体的には以下の自然災害を想定します。

■ 対象とする自然災害

主な大規模自然災害	被害の想定等
南海トラフ地震・津波	○今後 30 年間の間に約 70%の確率で発生するとされている南海トラフに起因するマグニチュード 8～9 クラスの地震により、人身や建物、社会インフラへの甚大な被害を想定
首都直下地震・千葉県東方沖地震等	○地震動による建物の倒壊や火災、ライフラインの断絶、地盤の液状化などによる大規模な被害の発生を想定
台風・梅雨前線豪雨等による大規模風水害	○想定し得る最大規模の降雨による風水害を想定
複合災害	○台風が連続して襲来する場合や地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定

2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされています。リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に関しては、基本計画を参考にしつつ、想定したリスク及び本町の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして26の事態を次のように設定しました。

■ 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
I. II. III. IV. 人命の保護が最大限図られること 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 住民の財産及び公共施設の被害の最小化 迅速な復旧復興	1 災害による死傷者の発生を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	津波の河川遡上等による浸水被害の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による地域の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

3 施策分野

「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するため、基本計画及び県強靱化計画を参考として、次の10の個別施策分野と3つの横断的分野を設定しました。

■ 施策分野の設定

個別分野	① 行政機能／消防等	⑤ 情報通信	⑧ 農林水産
	② 住宅・都市	⑥ 産業構造	⑨ 地域保全
	③ 保健医療・福祉	⑦ 交通・物流	⑩ 環境
	④ 教育・スポーツ・文化		
横断的分野	⑪ リスクコミュニケーション	⑫ 老朽化対策	⑬ 過疎化・少子高齢化対策

4 脆弱性の評価

(1) 実施方法

脆弱性評価に当たっては、リスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸に配置したマトリクス表を作成し、まず、「起きてはならない最悪の事態を回避」するために必要な取組を整理しました。次に、各施策ごとの課題や進捗状況を把握し、施策によって「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるか、不可能である場合に何が足りないかを脆弱性として評価し、その結果を推進方針としてとりまとめました。

■ マトリクス表による脆弱性評価及び推進方針の検討イメージ

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野					脆弱性評価	推進方針	
			行政機能／消防等	住宅・都市	保健医療・福祉			
①人命の保護が最大限られること ②本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③、必要不可欠な行政機能は確保すること	1. 災害による死傷者の発生を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○○○○	① 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するために必要な取組を整理					脆弱性の評価	対応方針の検討
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○○○○	② 個別施策ごとの課題や進捗状況を把握						
		...	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○			
	2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	2-1	...	○○○○				○○○○		
		2-2	...	○○○○		○○○○		○○○○		
		○○○○		○○○○		○○○○		
	3. 必要不可欠な行政機能は確保すること	○○○○		○○○○		○○○○		
		○○○○		○○○○		○○○○		
		○○○○		○○○○		○○○○		

(2) 脆弱性評価結果

脆弱性の分析・評価の結果については、別記「リスクシナリオごとの脆弱性評価結果」のとおりであり、この評価結果を踏まえた主なポイントは以下のとおりです。

ア 適切な施策の組み合わせ

施設の整備や耐震化等のハード対策のみでは不十分であり、訓練や周知啓発等のソフト対策を組み合わせ、効果的に対策を推進する必要があります。

イ 効率的な施策の推進

本町の国土強靱化に係る施策の実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえ、施策の重点化を図りつつ推進していく必要があります。

ウ 代替性・冗長性等の確保

いかなる災害が発生しても社会・経済が機能不全に陥らず、速やかに復旧・復興が可能とするためには、バックアップの施設・システム等の整備により、代替性・冗長性を確保する必要があります。

また、平時においても利活用等が図られ、住民にとっての利便性の増進が期待できるかという点や、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮されているかという点について留意することが必要です。

エ 「自助」「共助」「公助」の組み合わせ

本町における国土強靱化に係る施策を効果的に実施するためには、国や県、民間事業者、住民等の多様な主体との情報共有や連携が必要不可欠です。

また、連携と同時に、地域における民間事業者、住民一人ひとりが、行政任せではなく、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、主体的に行動できるよう、国土強靱化の取組を広く周知するとともに、行政、民間事業者、住民それぞれが、様々な形で周りと連携・協力しながら強靱化の取組の輪を広げ、重ねていくことが重要です。

第3章 強靱化の推進方針

脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、今後何をすべきか、必要となる施策を検討し、リスクシナリオごとに推進方針（プログラム）をとりまとめます。

1 リスクシナリオごとの推進方針

(1) 災害による死傷者の発生を最大限防ぐ

リスクシナリオ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
①民間建築物及び宅地の耐震化の促進		【まちづくり課】
<p>○大規模地震から住民の生命を守るためには、住宅の耐震化が最重要課題であるとの認識のもと、木造住宅耐震化事業の活用を促しながら、住宅の耐震化に努めます。</p> <p>≪具体的事業≫</p> <ul style="list-style-type: none">・東庄町木造住宅耐震診断補助事業 [町] …昭和56年以前の耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断に係る費用の一部を補助します。・東庄町木造住宅耐震改修補助事業 [町] …昭和56年以前の耐震基準で建築された木造住宅の耐震設計・監理・改修に係る費用の一部を補助します。・その他『住宅・建築物安全ストック形成事業』[町]		
②公共建築物の耐震化等		【総務課・教育課】
<p>○各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図ります。</p> <p>○公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化の状況やその維持管理、建て替えに係る更新時期やその費用を勘案し、統合・廃止・存続等、施設の今後のあり方について検討します。</p>		
③社会福祉施設等の耐災害性の強化		【健康福祉課・東庄病院】
<p>○病院や社会福祉施設の耐震化・消火設備(スプリンクラー等)の設置を促進し、安全性の確保を図ります。</p> <p>≪具体的事業≫</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者施設等防災設備整備事業 [町] …高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備・ブロック塀改修・非常用発電・給水設備の整備などの対策を講じます。		
④学校施設等の耐震化等		【教育課】
<p>○小中学校及びこども園については、長寿命化計画に則り耐震性の維持に努めます。また、町立体育施設及び公立社会教育施設の耐震性の向上を図るとともに、避難所として機能するため、トイレ等の大規模改造工事を推進します。</p>		

⑤避難路、避難施設の整備・周知	【総務課】
<p>○必要に応じて緊急時の避難路の指定、指定緊急避難場所・指定避難所の見直しを行うとともに、指定緊急避難場所・指定避難所について、地図として視覚的に分かりやすくし、インターネット上に公開することで、日頃から指定緊急避難場所や避難経路などを確認できる環境を実現し、住民の防災意識の向上を図ります。</p>	
⑥道路交通施設等の整備	【まちづくり課】
<p>○通学路のガードレール等の整備、歩道の整備など、交通安全施設の整備を推進するとともに、大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については無電柱化の促進を図ります。</p> <p>≪具体的事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道2074号線外柵沼通学路整備事業 [町] …町道2074号線外（笹川い（鹿野戸）～青馬間）2.4km 	
⑦応急危険度判定体制の整備	【まちづくり課】
<p>○地震直後の建築物の倒壊・落下物等の二次災害を防止するための建築物応急危険度判定を行うため、応急危険度判定士の資格者を確保するとともに、応急危険度判定の実施体制を整備します。</p> <p>○県と連携し、被災宅地危険度判定士の養成講習会及び実務研修を開催するなど、判定体制の充実を図ります。</p>	
⑧災害リスクの周知、防災意識の向上	【総務課・まちづくり課】
<p>○高齢者・重度障がい者世帯への転倒防止金具の助成・設置を推進するとともに、各家庭における家具転倒防止対策の強化の必要性について、町ホームページ、広報紙等により啓発を行います。</p> <p>○地震・津波による被害軽減施策を進めるため、県が作成した被害想定調査の結果を踏まえた減災対策について検討を進めます。また、住民の防災意識の向上を図るため、各地域における液状化などの災害リスクや住宅の液状化対策工法などを町のホームページや「液状化しやすさマップ」の作成などを通じ、分かりやすく住民に伝えるよう努めます。</p>	

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
住宅の耐震化率 （東庄町耐震改修促進計画）	56.0% （H27年度）	95.0% （R2年度）	まちづくり課
特定建築物の耐震化率 （東庄町耐震改修促進計画）	94.0% （H27年度）	95.0% （R2年度）	まちづくり課
高齢者施設等事業所における消火設備等設置率 （東庄町先進的事業整備計画）	83.3% （H27年度）	85.0% （R3年度）	健康福祉課
町道舗装率 （第6次東庄町総合計画）	72.1% （H27年度）	73.3% （R3年度）	まちづくり課
町道舗装実延長 （第6次東庄町総合計画）	223.0km （H27年度）	226.3km （R3年度）	まちづくり課

リスクシナリオ	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
①火災予防対策等の推進		【総務課】
○震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進します。		
②消防水利の整備		【総務課】
○大規模災害時の消火用水を確保するため、計画的な防火水槽の整備を行います。		
③消防団の充実強化		【総務課】
○消防団員の確保促進を図るとともに、災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進します。		
④延焼遮断のための緑地の確保		【まちづくり課】
○大規模自然災害時に発生し得る火災から住宅密集地での延焼拡大防止のために緑地の確保や都市公園の整備を促進することで、防災活動拠点や避難地等への活用を推進します。 ○災害発生時の避難・火災の延焼遮断空間となる緑地や公園用地の確保について面的に行う土地区画整理事業を促進します。		
⑤都市防災機能を有する街路の整備推進		【まちづくり課】
○災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路・避難路として機能する街路の整備を推進します。		
⑥密集市街地の解消		【まちづくり課】
○火災発生時に延焼により被害が拡大する可能性の高い密集市街地の改善を図るため、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進します。		

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
消防団員実人数 （第6次東庄町総合計画）	234人 （H27年度）	235人 （R3年度）	総務課

リスクシナリオ	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
①大規模水害に対応した警戒避難体制の整備		【総務課】
○気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等の整備をはじめとしたソフト対策を推進し、住民の防災意識の高揚を図ります。また、新たな警戒レベルに対応した「避難勧告等の判断伝達マニュアル」を作成するとともに、雨量・河川水位観測情報収集体制や迅速な避難勧告等の発令体制を整備し、警戒避難体制の強化等に努めます。		
②広域的避難体制の整備		【総務課】
○想定外の大規模災害から住民を広域的に避難させる枠組の整備に向け、県等の関係機関と連携協力しながら検討を進めます。		
③河川管理施設の地震・津波対策		【まちづくり課】
○河川管理施設の耐震化・津波対策等を計画的かつ着実に進めます。また、水門、樋門の自動化を検討しつつ、確実な作業と操作員の安全の確保に努めます。		
④水害に強い地域づくり		【まちづくり課】
○水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤等による河道改修に加え、調節池や流域貯留浸透施設等の整備を進めます。		
⑤農業用排水施設の保全・整備		【まちづくり課】
○農村地域の災害未然防止や地域保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を推進します。また、集中豪雨や大規模地震等で崩壊した場合の経済活動及び住民生活等に影響が大きい地すべり防止施設については、土砂災害の被害を最小限に抑えるため、ハード対策の促進を図ります。		

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
警戒避難体制の整備 （東庄町地域防災計画）	指標なし	整備推進	総務課

リスクシナリオ	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生
①土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備		【総務課】
<p>○土砂災害防止法に基づく基礎調査の公表による土砂災害のおそれのある区域の周知に努めるとともに、指定区域ごとにハザードマップを作成し、自助・共助による警戒避難体制の構築を促進します。また、土砂災害警戒区域等の住民が、エリアメールやテレビのデータ放送など、現在の住まい環境や設備を駆使し、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行います。</p>		
②ため池の耐震化		【まちづくり課】
<p>○被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するため、ため池の点検・診断を実施し、補強の必要なため池については、耐震性の向上に向けた耐震工事を図ります。なお、ため池整備には時間を要することから、決壊すると多大な影響を与えるため池については「ため池ハザードマップ」を作成し、住民への災害リスクの周知や災害対応力の向上に努めます。</p> <p>≪具体的事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池等防災機能維持のための長寿命化対策 [町] …ため池の点検の結果、防災、減災のための処置が必要と判断された場合には速やかに事業計画を立て、整備を推進します。 		
③激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策		【まちづくり課】
<p>○大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化を促進します。</p>		

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
警戒避難体制の整備 （東庄町地域防災計画）	指標なし	整備推進	総務課

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
①支援物資の調達・供給体制の構築		【総務課】
<p>○災害時における支援物資の調達・供給体制の構築のため、民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、受援計画（町外からの物資の応援受入計画）の策定等により、町、県、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性の向上を図ります。</p>		
②物資等の備蓄の推進		【総務課】
<p>○町ホームページや広報紙による啓発を通じて、家庭・事業所等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、防災拠点施設の備蓄物資の増強を行います。また、避難所の生活環境の整備を図るため、消毒液等の衛生用品の備蓄等を県と協調して計画的な備蓄に取り組みます。</p>		
③水道施設の耐震化、老朽化対策		【まちづくり課】
<p>○地震による水道施設への被害を最小限度に抑えるため、水道施設の耐震化に対する国の助成制度を有効に活用し、将来の震災に備えた水道施設の計画的な更新・耐震化を推進します。</p> <p>≪具体的事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化（東庄町水道事業水道施設耐震化計画）[町] …配水池施設の耐震化を満たすように更新工事を計画します。 ・配水管の更新（東庄町水道事業水道施設耐震化計画）[町] …老朽化した配水管の更新を計画します。 		
④自家発電設備の整備促進		【総務課】
<p>○次世代エコカー（EV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）、PHV（プラグインハイブリッド自動車）等）の優れた蓄電・発電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、広く住民の理解を深め、普及拡大を促進します。</p>		
⑤道路の法面对策		【まちづくり課】
<p>○道路の防災、震災対策として町道の法面对策を着実に推進するとともに、緊急輸送道路を含む国道、県道の対策の促進を図ります。また、法面の適切な維持管理については維持管理計画を策定し、それに基づいた計画的な法面の補修、施設の更新を行います。</p>		
⑥道路施設の耐震化、老朽化対策		【まちづくり課】
<p>○大規模地震発生時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、町道橋梁の耐震化を着実に推進するとともに、道路施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な施設の補修・更新を行うとともに、適切な維持管理を行います。</p> <p>≪具体的事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東庄町橋梁長寿命化修繕事業 [町] …東庄町内の橋梁（L=4 m以上）42橋の点検・計画策定（5年ごと更新）、修繕を行います。 ・東庄町舗装長寿命化修繕事業 [町] …東庄町内の主要幹線道（1、2級町道）の舗装について、点検・計画（5年ごと更新）、修繕を行います。 		

⑦緊急輸送道路等の確保	【まちづくり課】
<p>○国や県の道路啓開計画等を踏まえつつ、緊急輸送道路の整備を促進していくとともに、複数のルートを確認するため、緊急輸送道路を補完する町道の整備を推進します。また、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し、活用するなど、避難路や代替輸送路を確認するための取組を推進します。</p>	

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
町道改良率 （第6次東庄町総合計画）	78.8% （H27年度）	80.0% （R3年度）	まちづくり課
町道改良済延長 （第6次東庄町総合計画）	243.7km （H27年度）	247.1km （R3年度）	まちづくり課
橋梁長寿命化修繕 （東庄町橋梁長寿命化修繕計画）	詳細設計業務委託 （R2年度）	完了 （R4年度）	まちづくり課
東庄町橋梁長寿命化修繕計画	詳細設計業務委託 （R3年度）	完了 （R5年度）	まちづくり課

リスクシナリオ	2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
---------	-----	---------------------------------

①TEC-FORCE等との連携強化	【総務課】
<p>○応急・復旧活動を迅速に行える応急態勢を充実させるため、平常時から情報共有等を図り、国から派遣されるTEC-FORCEと県、町における連携強化を推進します。</p>	
②消防庁舎の耐震化	【総務課】
<p>○消防職員が迅速に災害対応活動に従事する上で大前提となるのが、消防庁舎が災害発生後もダメージを受けず、その機能を維持し続けることが重要です。そのため、東庄分署の耐災害性強化の促進を図ります。</p>	
③常備消防力の強化	【総務課】
<p>○消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進します。</p>	
④消防団の充実強化（1-2再掲）	【総務課】
<p>○消防団員の確保促進を図るとともに、災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進します。</p>	
⑤地域防災力の向上	【総務課】
<p>○地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自主防災組織等の充実強化等に努めるとともに、防災教育を推進して住民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚を図るなど、自助・共助による地域防災力の強化を推進します。</p>	

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
消防団員実人数 （第6次東庄町総合計画）	234人 （H27年度）	235人 （R3年度）	総務課
自主防災組織数 （第6次東庄町総合計画）	34組織 （H27年度）	36組織 （R3年度）	総務課

リスクシナリオ	2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
---------	-----	--

①病院等の耐震化	【健康福祉課・東庄病院】
○災害時に医療救護の拠点となる東庄町国民健康保険東庄病院の耐震化、安全化を推進するとともに、民間の施設については、各種補助制度を有効に活用し、医療施設の耐震化の促進を図ります。	
②病院における電力供給体制の確保	【東庄病院】
○災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から非常用発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー（コージェネレーション等）導入の検討を行うなど、病院における電力の確保を図ります。 ○病院における非常用発電機の整備と併せ、燃料関係事業者との「災害時における石油類燃料の供給に関する覚書」に基づく連携体制の充実を図ります。	
③医師会等との連携強化	【健康福祉課・東庄病院】
○広域的かつ大規模な災害の場合、医療機関等において、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会との訓練等を通じて、医療救護体制の強化を図ります。また、大規模災害時の医療は、町内の医療機関での対応は限界があることが想定されることから、DMAT（災害時派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との具体的な連携方法について検討していきます。	
④病院BCPの作成及び防災訓練の実施	【東庄病院】
○災害時にも継続的に医療業務を行えるよう、病院BCPの作成や発災後、迅速に災害現場での医療活動を実施するための訓練、連絡体制等の強化を推進します。	
⑤沿道建築物の耐震化の促進	【まちづくり課】
○改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する助成制度の周知・利用促進を図り、沿道建築物の耐震化を促進します。 ≪具体的事業≫ ・東庄町木造住宅耐震診断補助事業 [町] …昭和56年以前の耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断に係る費用の一部を補助します。 ・東庄町木造住宅耐震改修補助事業 [町] …昭和56年以前の耐震基準で建築された木造住宅の耐震設計・監理・改修に係る費用の一部を補助します。	
⑥緊急輸送道路等の確保（2-1再掲）	【まちづくり課】
○国や県の道路啓開計画等を踏まえつつ、緊急輸送道路の整備を促進していくとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する町道の整備を推進します。また、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し、活用するなど、避難路や代替輸送路を確保するための取組を推進します。	
⑦ヘリコプターの活用	【総務課】
○空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめとした、関係機関のヘリコプターの活用体制の構築、ヘリポートの整備を推進します。	

⑧災害時の石油類燃料の確保	【総務課】
○災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため石油燃料販売店との「災害時における石油類燃料の供給に関する覚書」に基づく供給体制の整備を図ります。	
⑨東庄町水道事業水道施設耐震化計画	【まちづくり課】
○東庄町水道事業水道施設耐震化計画により、配水池施設は更新、修繕を行います。また、配水管路は、重要給水施設への管路の耐震化を優先して行います。その他の管路については水需要や管路の老朽化を見極め、令和9年度から更新を行います。	
<< 具体的事業 >> ・重要管路更新計画 [町] …新堀配水場から東庄病院、東庄町役場、主要避難施設（町公民館、東庄小、ふれあいセンター）までの管路を更新して耐震化します。 ・配水池施設更新計画 [町] …小南配水場、夏目減圧井	

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
住宅の耐震化率 （東庄町耐震改修促進計画）	56.0% （H27年度）	95.0% （R2年度）	まちづくり課
町道改良率 （第6次東庄町総合計画）	78.8% （H27年度）	80.0% （R3年度）	まちづくり課
町道改良済延長 （第6次東庄町総合計画）	243.7km （H27年度）	247.1km （R3年度）	まちづくり課

リスクシナリオ	2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
---------	-----	----------------------

①避難所における衛生管理対策	【町民課・健康福祉課】
○避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進します。	
②予防接種や消毒、害虫駆除等の実施	【健康福祉課】
○平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進します。また、消毒や衛生害虫に係る相談等の生活衛生環境を確保するための体制を構築します。	
③広域火葬体制の構築	【町民課】
○大規模災害により、町が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため、近隣の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築します。	
④浄化槽の整備促進	【町民課】
○浄化槽について、合併処理浄化槽の普及に努めるとともに、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	
<< 具体的事業 >> ・合併処理浄化槽設置補助金 [町] …合併処理浄化槽の設置に対し補助金を交付します。	

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
各種予防接種率（H29年度～R3年度の平均） （第6次東庄町総合計画）	72.5% （H27年度）	80.0% （R3年度）	健康福祉課
合併処理浄化槽の設置補助基数 （第6次東庄町総合計画）	707基 （H27年度）	937基 （R3年度）	町民課

リスクシナリオ	2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
---------	-----	---

①避難所運営体制の整備	【総務課】
<p>○避難所運営におけるリーダーの養成や、子どもや女性の視点を考慮した「避難所運営マニュアル」を作成・改定し、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを推進します。また、地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じた円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進します。</p> <p>○大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念の避難所運営従事者への浸透に努めます。</p>	
②避難所や防災拠点等における電力の確保	【総務課】
<p>○電力供給遮断などの非常時に避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図ります。</p> <p>○防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進めます。</p>	
③避難生活環境の充実	【健康福祉課】
<p>○避難所におけるトイレの衛生環境を改善し、トイレの衛生環境に起因する災害関連死の発生を防ぐなど、長期の避難生活に備えた避難所の機能強化を推進し、避難者の「生活の質（QOL）」の向上を図ります。</p>	
④災害時避難行動要支援者対策の促進	【健康福祉課】
<p>○避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進し、避難支援体制の充実を図ります。</p> <p>≪ 具体的事業 ≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等支援制度 [町] <ul style="list-style-type: none"> …災害時に自ら避難することができない恐れのある高齢者・障がい者等の情報を要援護者ネットワーク台帳に登録し災害時に円滑に支援できるようにします。 ・救急医療情報キット配布事業 [町] <ul style="list-style-type: none"> …かかりつけ医療機関や持病等の緊急時に必要な情報を記入した要援護者ネットワーク台帳等を保管する救急医療情報キットを無料配布し、救急活動に利用します。 	

⑤福祉避難所の指定促進	【健康福祉課】
<p>○福祉避難所の指定を一層促進するとともに、避難行動要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図ります。</p> <p>≪具体的事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における福祉避難所の設置運営 [町] …災害発生時に町と協定を結んでいる福祉施設内に福祉避難所を設置し要配慮者等を避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができるようにします。 	
⑥ボランティア活動環境の充実	【健康福祉課】
<p>○東庄町社会福祉協議会と連携のもと、ボランティア受入体制の整備を進めるとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。</p> <p>≪具体的事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県赤十字防災ボランティア [町、日赤千葉県支部、東庄町社会福祉協議会] …千葉県防災ボランティアに登録いただいた方に、平時から訓練や研修を実施し、有事の際は社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの運営補助を行っていただきます。 	

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
避難行動要支援者の個別計画策定 （東庄町地域防災計画）	指標なし	取組推進	健康福祉課 総務課

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
①業務継続体制の確保		【総務課】
○業務継続計画に基づき、停電時の電力の確保、情報・通信システムや代替不能機器等の保全、代替庁舎の選定・確保、物資の備蓄等を推進します。また、大規模災害の発生に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電機やコンピュータ・システム等の点検等、所要の措置を実施する体制づくりを行います。		
②応援受入体制の整備		【総務課】
○警察・消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れ、柔軟かつ迅速に被災地を支援するため、県が策定した「千葉県大規模災害時における応援受入計画」を活用し、訓練等を通じて体制の強化を図ります。		
③総合防災訓練の実施		【総務課】
○自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置訓練（図上訓練）など、応急対処能力の向上等を図るための訓練を引き続き実施します。		
④避難所や防災拠点等における電力の確保（2-5再掲）		【総務課】
○電力供給遮断などの非常時に避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図ります。 ○防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進めます。		
⑤公共建築物の耐震化等（1-1再掲）		【総務課・教育課】
○各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図ります。 ○公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化の状況やその維持管理、建て替えに係る更新時期やその費用を勘案し、統合・廃止・存続等、施設の今後のあり方について検討します。		
⑥基幹業務システム等の耐災害性の確保		【総務課・町民課】
○財務情報システム等の基幹業務システムの耐災害性を確保します。また、役場庁舎が被災しても、速やかに被災者支援をはじめとした各種の自治体業務が再開できるよう、業務システムのクラウド化、発災直前の各種住民データの県外保管等、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じます。		

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
総合防災訓練の実施回数 （東庄町地域防災計画）	年1回 （R2年度）	年1回 （毎年度）	総務課

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスクシナリオ	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
①電源途絶に対する予備電源の確保		【総務課】
○非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定締結を推進するなど、連携体制の充実に図ります。		
②防災情報の収集・伝達体制の整備		【総務課】
○民間通信事業者の回線が停止した場合にも県や防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や情報システム等を整備するとともに、適切な運用を図ります。 また、防災拠点施設への公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備など、防災活動の拠点となる施設における情報通信手段の多様化を図るとともに、被災地における情報収集・伝達体制の充実のため、移動通信設備等の整備を推進します。		
③住民が必要な防災情報を入手できる環境の構築		【総務課】
○防災行政無線やアラート、防災メール、防災ラジオ等を通じ、住民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図るとともに、災害時に県を通じ、各メディア等に対して被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制の強化を図ります。		

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
公共施設への公衆Wi-Fiの導入数 （第6次東庄町総合計画）	2施設 （H27年度）	3施設 （R3年度）	総務課

リスクシナリオ	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
---------	-----	--

①防災体制の強化・危機対応能力の向上		【総務課】
○情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により、職員の危機対応能力の向上を図ります。		
②災害時避難行動要支援者対策の促進（2-5再掲）		【健康福祉課・東庄病院】
○避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進し、避難支援体制の充実を図ります。		
<p>≪具体的事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等支援制度 [町] <ul style="list-style-type: none"> …災害時に自ら避難することができない恐れのある高齢者・障がい者等の情報を要援護者ネットワーク台帳に登録し災害時に円滑に支援できるようにします。 ・救急医療情報キット配布事業 [町] <ul style="list-style-type: none"> …かかりつけ医療機関や持病等の緊急時に必要な情報を記入した要援護者ネットワーク台帳等を保管する救急医療情報キットを無料配布し、救急活動に利用します。 		
③外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達		【まちづくり課】
○町内の観光・宿泊施設へ、国が作成した「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」や国内における緊急地震速報及び津波警報及び気象特別警報を英語、中国語（繁体字／簡体字）、韓国語で通知する情報発信アプリ等の周知を図ります。		
④地域防災力の向上（2-2一部再掲）		【総務課】
○地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自主防災組織等の充実強化等に努めるとともに、防災教育を推進して住民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚を図るなど、自助・共助による地域防災力の強化を推進します。		
○住民自ら適切な避難行動がとれるよう、住民参加型の防災訓練・避難訓練を実施し、広く住民の参加を呼びかけます。また、必要に応じて防災に関する専門家を派遣し、訓練の充実を図ります。		

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
自主防災組織数 （第6次東庄町総合計画）	34 組織 （H27 年度）	36 組織 （R 3 年度）	総務課

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
①民間企業におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進		【まちづくり課】
○中小企業の事業活動の中断などによる経済的損失を低減させるため、セミナーを通じた啓発を行うとともに、相談、専門家派遣等の支援により中小企業のBCP策定を促進します。		
②中小企業に対する資金調達支援		【まちづくり課】
○金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達支援を行います。また、町内金融機関の耐震化の状況やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保、BCP策定等の進捗状況の把握に努めます。		
③道路の法面対策（2-1再掲）		【まちづくり課】
○道路の防災、震災対策として町道の法面対策を着実に推進するとともに、緊急輸送道路を含む国道、県道の対策の促進を図ります。また、法面の適切な維持管理については維持管理計画を策定し、それに基づいた計画的な法面の補修、施設の更新を行います。		
④道路施設の耐震化、老朽化対策（2-1再掲）		【まちづくり課】
○大規模地震発生時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、町道橋梁の耐震化を着実に推進するとともに、道路施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な施設の補修・更新を行うとともに、適切な維持管理を行います。		
<p>≪ 具体的事業 ≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東庄町橋梁長寿命化修繕事業 [町] <ul style="list-style-type: none"> …東庄町内の橋梁（L=4 m以上）42橋の点検・計画策定（5年ごと更新）、修繕を行います。 ・ 東庄町舗装長寿命化修繕事業 [町] <ul style="list-style-type: none"> …東庄町内の主要幹線道（1、2級町道）の舗装について、点検・計画（5年ごと更新）、修繕を行います。 		

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
橋梁長寿命化修繕 （東庄町橋梁長寿命化修繕計画）	詳細設計業務委託 （R2年度）	完了 （R4年度）	まちづくり課
東庄町橋梁長寿命化修繕計画	詳細設計業務委託 （R3年度）	完了 （R5年度）	まちづくり課

リスクシナリオ	5-2	食料等の安定供給の停滞
①農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含むサプライチェーンの機能確保		【総務課】
○災害時に被災住民を支援するため、食料等の安定供給について、関係団体との協定の締結を進めるなど、協力連携を図ります。		
②食料安定供給のためのほ場整備の推進		【まちづくり課】
○大規模自然災害による食料不足等に備え、生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化や畑利用等が可能となるほ場整備を推進します。		
③農業用排水施設の保全・整備（1-3再掲）		【まちづくり課】
○農村地域の災害未然防止や地域保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を推進します。また、集中豪雨や大規模地震等で崩壊した場合の経済活動及び住民生活等に影響が大きい地すべり防止施設については、土砂災害の被害を最小限に抑えるため、ハード対策の促進を図ります。		
④農地・農業水利施設等の適切な保全管理		【まちづくり課】
○安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壌流出の防止など地域保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の機能診断等の実施を通じ、計画的な整備、補修及び更新を推進します。		
<p>《具体的事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道等農業用施設の防災対策 [町] …ため池、農業用排水等機能を維持するための点検を実施して必要があれば、更新事業を実施します。 		

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
農地利用権設定面積 （第6次東庄町総合計画）	328.7ha （H27年度）	370.5ha （R3年度）	まちづくり課

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L Pガスサプライチェーンの機能の停止
---------	-----	--

①ライフライン事業者等との連携強化		【総務課】
○経済活動の早期再開の実現には、ライフラインの復旧等が不可欠であり、ライフライン事業者との協定の締結に取り組むとともに、早期の応急・復旧活動の支援体制の強化、活動拠点の確保等の条件整備に努めます。		
②民間企業における自立・分散型エネルギー設備の導入促進		【まちづくり課】
○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進します。また、非常用電源が必要な事業者については、BCPの策定を支援する中でリスク管理の観点から、設備の導入などについて促していく。		

リスクシナリオ	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
---------	-----	------------------

①水道施設の耐震化、老朽化対策（2-1再掲）		【まちづくり課】
○地震による水道施設への被害を最小限度に抑えるため、水道施設の耐震化に対する国の助成制度を有効に活用し、将来の震災に備えた水道施設の計画的な更新・耐震化を推進します。 ≪具体的事業≫ ・水道施設の耐震化（東庄町水道事業水道施設耐震化計画）[町] …配水池施設の耐震化を満たすように更新工事を計画します。 ・配水管の更新（東庄町水道事業水道施設耐震化計画）[町] …老朽化した配水管の更新を計画します。		

リスクシナリオ	6-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止
---------	-----	--------------------

①道路の法面对策（2-1再掲）		【まちづくり課】
○道路の防災、震災対策として町道の法面对策を着実に推進するとともに、緊急輸送道路を含む国道、県道の対策の促進を図ります。また、法面の適切な維持管理については維持管理計画を策定し、それに基づいた計画的な法面の補修、施設の更新を行います。		

②道路施設の耐震化、老朽化対策（2-1再掲）	【まちづくり課】
<p>○大規模地震発生時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、町道橋梁の耐震化を着実に推進するとともに、道路施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な施設の補修・更新を行うとともに、適切な維持管理を行います。</p> <p>≪具体的事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東庄町橋梁長寿命化修繕事業 [町] …東庄町内の橋梁（L=4 m以上）42橋の点検・計画策定（5年ごと更新）、修繕を行います。 ・東庄町舗装長寿命化修繕事業 [町] …東庄町内の主要幹線道（1、2級町道）の舗装について、点検・計画（5年ごと更新）、修繕を行います。 	
③緊急輸送道路等の確保（2-1再掲）	【まちづくり課】
<p>○国や県の道路啓開計画等を踏まえつつ、緊急輸送道路の整備を促進していくとともに、複数のルートを確認するため、緊急輸送道路を補完する町道の整備を推進します。また、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し、活用するなど、避難路や代替輸送路を確保するための取組を推進します。</p>	
④集中豪雨時の道路冠水箇所の周知強化等	【まちづくり課】
<p>○集中豪雨時において、立体交差部（アンダーパス）等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、冠水箇所の周知強化の検討等に取り組みます。</p>	
⑤農道等の保全対策の推進	【まちづくり課】
<p>○災害時に複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農道の整備や適正な維持補修を推進します。また、農道橋の耐震診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化等を着実に推進します。</p> <p>≪具体的事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道橋の定期点検・修繕事業 [町] …農道橋の定期点検を実施して、地震などの災害の際に支障を来たさないよう努めます。 	

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
橋梁長寿命化修繕 （東庄町橋梁長寿命化修繕計画）	詳細設計業務委託 （R2年度）	完了 （R4年度）	まちづくり課
東庄町橋梁長寿命化修繕計画	詳細設計業務委託 （R3年度）	完了 （R5年度）	まちづくり課
町道改良率 （第6次東庄町総合計画）	78.8% （H27年度）	80.0% （R3年度）	まちづくり課
町道改良済延長 （第6次東庄町総合計画）	243.7km （H27年度）	247.1km （R3年度）	まちづくり課

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスクシナリオ	7-1	津波の河川遡上等による浸水被害の発生
①津波避難対策の推進		【総務課】
○住民が津波から安全に避難できるよう、県が作成する避難のための津波浸水予測図等を活用し、町の津波避難計画、津波ハザードマップ作成の検討を進めるなど、津波避難による津波対策の強化を推進します。		
②河川管理施設の地震・津波対策（1-3再掲）		【まちづくり課】
○河川管理施設の耐震化・津波対策等を計画的かつ着実に進めます。また、水門、樋門の自動化を検討しつつ、確実な作業と操作員の安全の確保に努めます。		
③住民が必要な防災情報を入手できる環境の構築（4-1再掲）		【総務課】
○防災行政無線やＬアラート、防災メール、防災ラジオ等を通じ、住民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図るとともに、災害時に県を通じ、各メディア等に対して被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制の強化を図ります。		

リスクシナリオ	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
①沿道建築物の耐震化の促進（2-3再掲）		【まちづくり課】
○改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する助成制度の周知・利用促進を図り、沿道建築物の耐震化を促進します。 ≪具体的事業≫ ・東庄町木造住宅耐震診断補助事業 [町] …昭和56年以前の耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断に係る費用の一部を補助します。 ・東庄町木造住宅耐震改修補助事業 [町] …昭和56年以前の耐震基準で建築された木造住宅の耐震設計・監理・改修に係る費用の一部を補助します。		
②輸送手段の確保		【総務課】
○災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努めます。		
③緊急輸送道路等の確保（2-1再掲）		【まちづくり課】
○国や県の道路啓開計画等を踏まえつつ、緊急輸送道路の整備を促進していくとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する町道の整備を推進します。また、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し、活用するなど、避難路や代替輸送路を確保するための取組を推進します。		

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
住宅の耐震化率 （東庄町耐震改修促進計画）	56.0% （H27年度）	95.0% （R2年度）	まちづくり課
町道改良率 （第6次東庄町総合計画）	78.8% （H27年度）	80.0% （R3年度）	まちづくり課
町道改良済延長 （第6次東庄町総合計画）	243.7km （H27年度）	247.1km （R3年度）	まちづくり課

リスクシナリオ	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生
①ため池の耐震化（1-4再掲）		【まちづくり課】
<p>○被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するため、ため池の点検・診断を実施し、補強の必要なため池については、耐震性の向上に向けた耐震工事を図ります。なお、ため池整備には時間を要することから、決壊すると多大な影響を与えるため池については「ため池ハザードマップ」を作成し、住民への災害リスクの周知や災害対応力の向上に努めます。</p> <p>≪具体的事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池等防災機能維持のための長寿命化対策 [町] …ため池の点検の結果、防災、減災のための処置が必要と判断された場合には速やかに事業計画を立て、整備を推進します。 		
②激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策（1-4再掲）		【まちづくり課】
<p>○大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化を促進します。</p>		

リスクシナリオ	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
①危険物保安教育の推進		【総務課】
<p>○平時から危険物の保有・保管状況等の実態把握に努めるとともに、設備や保管方法の見直しを適切に行うよう指導し、事業者の適正管理により、津波や地震による流出の防止を図ります。</p>		
②高圧ガス設備の耐震対策の促進		【総務課】
<p>○高圧ガス設備について、東日本大震災を踏まえて見直した耐震設計基準に適合するよう、事業者による対策の促進を図ります。</p>		
③公害防止対策の推進		【町民課】
<p>○災害時においても公害の防止を進めるため、引き続き廃棄物や汚水など、産業や住民生活に伴う環境の悪影響を管理するとともに、災害の発生に伴う廃棄物対策として、不法投棄の監視を継続して行います。</p>		
④有害・危険物質対応資機材の整備		【町民課】
<p>○河川において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材の整備を推進します。</p>		

リスクシナリオ	7-5	農地・森林等の被害による地域の荒廃
①荒廃地等における治山施設の整備		【まちづくり課】
○危険箇所の重要性や緊急性等を考慮し、効率的、効果的に治山施設の整備を進めます。		
②多様で健全な森林の整備等		【まちづくり課】
○地域の保全、水源の涵養、地球温暖化防止など森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や低コスト化を図りつつ、計画的で適切な森林整備を進めます。		
③農地等の適切な保全管理		【まちづくり課】
○農地等の有する多面的機能を維持していくため、集落営農組織設立及び大規模農家支援策を通じ、農業生産活動の継続的な実施への支援を行います。		
<p>≪具体的事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金事業 [町] …地域保全会の農道、水路等の農地維持活動・共同活動に対して地域が主体となり維持管理を図る事業に対してその活動費を支援します。 		
④山村コミュニティによる森林整備・保全活動の推進		【まちづくり課】
○鳥獣被害対策を推進するとともに、里山活動団体等の多様な主体による森づくりを支援することにより里山の整備を進め、地域保全機能の維持を図ります。		
⑤強い農業・担い手づくり		【まちづくり課】
○供給調整機能を有する拠点事業者を中心とした協働事業計画に参加する主体が実施する計画の目標達成に必要な取組を推進します。		
<p>≪具体的事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援事業 [町] …災害により被害を受けた農業用施設の早期復旧を目的に営農が継続できるよう支援します。 		

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
認定農業者数 （第2期東庄町総合戦略）	累計 129 人 （H30 年度）	累計 140 人 （R6 年度）	まちづくり課
農業後継者組織会員数 （第2期東庄町総合戦略）	累計 39 人 （H30 年度）	累計 40 人 （R6 年度）	まちづくり課

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ	8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
①災害廃棄物処理計画の作成		【町民課】
○災害時に災害ごみや大量のがれきがスムーズに処理できるよう、「市町村災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を踏まえた、東庄町災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、必要に応じて見直しを行います。		
②災害廃棄物処理体制の構築		【町民課】
○大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図ります。		
③災害廃棄物を仮置きするストックヤードの整備		【町民課】
○国が策定した「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の処理が停滞することのないよう、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の選定を推進します。		
④一般廃棄物処理施設の老朽化対策、防災機能の向上		【町民課】
○廃棄物処理施設の総合的な長寿命化を進めるための長寿命化計画の策定と、施設の老朽化、耐震化、浸水対策等を着実に推進します。 《具体的事業》 ・香取広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設建設事業〔香取広域市町村圏事務組合〕 …新施設の建設を行います。		
⑤浄化槽の整備促進（2-4再掲）		【町民課】
○浄化槽について、合併処理浄化槽の普及に努めるとともに、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。 《具体的事業》 ・合併処理浄化槽設置補助金〔町〕 …合併処理浄化槽の設置に対し補助金を交付します。		

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
合併処理浄化槽の設置補助基数 （第6次東庄町総合計画）	707基 （H27年度）	937基 （R3年度）	町民課

リスクシナリオ	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
---------	-----	--

①建物被害認定体制の充実		【町民課】
○大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、罹災証明書の交付に係る建物被害認定を行うための職員の養成を支援するとともに、他自治体や民間団体等との連携を促進し、認定体制の充実を図ります。		
②復旧・復興の担い手（建設業）の確保		【まちづくり課】
○建設産業における担い手の確保・育成を図るため建設関係団体、他自治体等と協力し、行政と建設業団体が連携して技術者の確保・育成等を支援します。また、応急復旧の迅速化を図るため、高齢化に伴う技術者減に備えるとともに、各道路管理者と連携し、現場研修や情報化施工等、有用な技術の普及、導入等を進め、点検整備の実効性の向上を図ります。		
③災害対策コーディネーターの育成		【総務課・健康福祉課】
○大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、県と連携して、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行います。		

リスクシナリオ	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態
---------	-----	---

①文化財に係る各種防災対策の支援		【教育課】
○文化財所有者等に対し、耐震診断等を奨励し、的確な防災活動が進むよう、普及・啓発活動を通じて、文化財の滅失・棄損等を防止します。		
②公共土木施設等の老朽化対策の促進		【まちづくり課】
○公共土木施設の多くは、高度経済成長期に整備され、多くの施設が急激に高齢期を迎えることから、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための長寿命化対策を推進します。 ≪具体的事業≫ ・東庄町橋梁長寿命化修繕事業 [町] …東庄町内の橋梁 (L=4 m以上) 42橋の点検・計画策定 (5年ごと更新)、修繕を行います。		
③治安の悪化、社会の混乱対策		【総務課】
○公共の安全と秩序の維持を図るため、防犯パトロール隊への支援や防犯カメラの設置助成を拡充することにより、地域における防犯力の一層の強化を図ります。また、警察と連携して、避難所の治安の確保に必要な体制、装備・資機材の充実強化を図ります。		
④被災者台帳の整備・推進		【総務課】
○「被災者情報システム」を活用できる体制を整備し、被災者台帳を利用して被災者の被害から生活再建までを一元的に管理する体制整備を図ります。		
⑤応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備		【まちづくり課】
○災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供について協力体制の整備を推進します。		

⑥生活再建支援体制の整備	【総務課・健康福祉課】
○被災者再建支援制度の充実を図るとともに、生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制の整備を図ります。	
⑦地域防災力の向上（2-2再掲）	【総務課】
○地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自主防災組織等の充実強化等に努めるとともに、防災教育を推進して住民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚を図るなど、自助・共助による地域防災力の強化を推進します。	

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
橋梁長寿命化修繕 （東庄町橋梁長寿命化修繕計画）	詳細設計業務委託 （R2年度）	完了 （R4年度）	まちづくり課
東庄町橋梁長寿命化修繕計画	詳細設計業務委託 （R3年度）	完了 （R5年度）	まちづくり課
防犯パトロール回数 （第2期東庄町総合戦略）	43回／年 （H30年度）	60回／年 （R6年度）	総務課
自主防災組織数 （第6次東庄町総合計画）	34組織 （H27年度）	36組織 （R3年度）	総務課

リスクシナリオ	8-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
①産地ブランド力の向上		【まちづくり課】
○平時の取組として、生産者などが組織する団体が取り組む町の特産物を使用した商品開発を推進し、農産物生産体制の充実を図ります。また、商標登録された特産物等は消費者への情報発信を積極的に行い、生産者と連携して食に関する安全・安心をPRするとともに、産地ブランド力の向上を図ります。		
②風評被害対策		【まちづくり課】
○災害等に起因する環境汚染等による農水産物の風評被害を防止するため、国や県等と連携した適切な情報を発信する体制構築の検討や事故等の発生に備えた消費者への効率的な情報発信のシミュレーションの実施を推進します。		

■ 重要業績指標（KPI）

指標（関連計画）	現状	目標等	所管課
特産品の商標登録数 （第2期東庄町総合戦略）	累計9件 （H30年度）	累計12件 （R6年度）	まちづくり課

2 施策の重点化

施策の推進に当たっては、財源的な制約の中で本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮して施策の重点化を図る必要があります。このため、本町が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また、「第6次東庄町総合計画」に沿った取組や県強靱化計画と調和を図りながら、重点化すべき項目を選定しました。

重点化すべき項目により回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりとし、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて重点化の見直しや新たな設定を行うものとします。

■ 重点化すべき項目に係る起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	災害による死傷者の発生を最大限防ぐ	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

第4章 計画の推進と進捗管理

1 推進体制

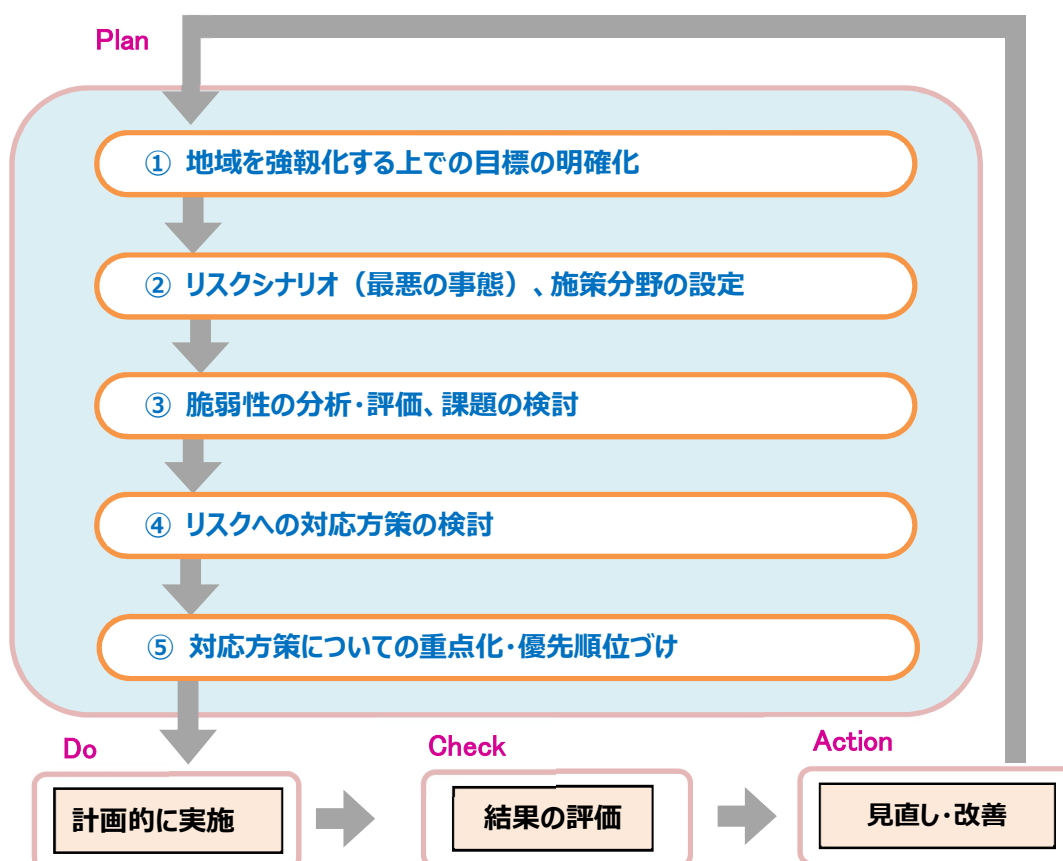
計画の推進については、それぞれの分野間で相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担のもと、庁内関係部署が連携を図ることで、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮するものとします。

また、国、県、民間事業者、NPO団体、住民等の叡智を結集し、本町の総力をあげた体制で、各々が単独又は連携して取り組むものとします。さらに、町域を超えた広域での対応が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図るものとします。

2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による強靱化施策を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返して、施策の見直しを適切に行うものとします。なお、重要業績指標については、施策の達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとします。

■ 地域計画におけるPDCAサイクル ■



別記：リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

■ 施策分野の凡例

個別分野	① 行政機能／消防等… 行	③ 保健医療・福祉… 保	⑤ 情報通信… 情	⑦ 交通・物流… 交	⑨ 地域保全… 地
	② 住宅・都市… 住	④ 教育・スポーツ・文化… 教	⑥ 産業構造… 産	⑧ 農林水産… 農	⑩ 環境… 環
横断的分野	⑪ リスクコミュニケーション… リ		⑫ 老朽化対策… 老		⑬ 過疎化・少子高齢化対策… 過

施策	脆弱性評価	施策分野											リスク ナ材 再掲 箇所
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	
(1) 災害による死傷者の発生を最大限防ぐ													
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生													
①	民間建築物及び宅地の耐震化の促進	○住宅の耐震化率は約 56%（平成 28 年度）、特定建築物の耐震化率は 94%（平成 28 年度）であり、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられますが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携のもと、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要です。											-
②	公共建築物の耐震化等	○町有建築物については、平成 22 年度末までにおおむね耐震化は完了しています。今後は各施設の機能保全を図るため、計画的な建て替えや修繕を行っていく必要があります。また、老朽化状況やその維持管理、建て替えに係る更新時期やその費用を勘案し、統合・廃止・存続など施設の今後のあり方について検討する必要があります。											1-1 3-1
③	社会福祉施設等の耐災害性の強化	○病院や社会福祉施設は、自ら避難することが困難な方が多く利用している施設であり、施設の耐震化や消火設備(スプリンクラー等)の設置等により安全性を確保し、安心して暮らせる環境づくりを推進する必要があります。											-

施策	脆弱性評価	施策分野												リスク 再掲 箇所	
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老		過
④ 学校施設等の耐震化等	<p>○公立学校施設の耐震化率は、小・中学校は100%（令和2年度）となっています。学校は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用される場合も多いことから老朽化対策等、避難所として機能するための防災機能強化等が必要です。</p> <p>○災害時に避難所や防災活動拠点となり得る町立体育施設の耐震化率は100%（令和2年度）であり、発災時の利用者保護も含め、災害時における機能を発揮するために、公立社会体育施設の耐震化を促進する必要があります。</p> <p>○町立社会教育施設の耐震化率は、100%（令和2年）となっています。避難所等に利用されることもあるため、さらに公立社会教育施設の耐震化を促進する必要があります。</p>	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
⑤ 避難路、避難施設の整備・周知	<p>○狭い道路が多くある市街地等は、住民の避難や救助活動、必要物資の運搬等の災害時の活動を円滑に進めるため、避難・救助活動等に不可欠な避難路等を指定するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所・指定避難所の見直しを行い、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る必要があります。</p>	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑥ 道路交通施設等の整備	<p>○道路交通施設等については、電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要があります。</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
⑦ 応急危険度判定体制の整備	<p>○行政職員だけでは対応が困難となるような大規模な地震発生後の被災建築物応急危険度判定が、迅速かつ円滑に実施されるよう、行政職員と併せて民間の建築士等を被災建築物応急危険度判定士として養成する必要があります。</p> <p>○大規模地震や豪雨などによる災害後の宅地の二次災害防止のため、被災宅地の危険度判定を適切に実施する判定士の養成や判定体制の整備充実を図る必要があります。</p>	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧ 災害リスクの周知、防災意識の向上	<p>○災害による被害軽減施策を進めるため、県が作成した被害想定調査の結果を踏まえた減災対策について検討を進める必要があります。また、住民の防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクを分かりやすく住民に伝えていくと</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-

施策	脆弱性評価	施策分野													リスク 再掲 箇所	
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老	過		
	もに、家庭内備蓄や家具の固定化等の取組の普及・啓発を図る必要があります。															
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生																
①	火災予防対策等の推進	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②	消防水利の整備	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③	消防団の充実強化	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1-2 2-2
④	延焼遮断のための緑地の確保	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤	都市防災機能を有する街路の整備推進	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑥	密集市街地の解消	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生																
①	大規模水害に対応した警戒避難体制の整備	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

施策	脆弱性評価	施策分野													リスク 再掲 箇所	
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老	過		
②	広域的避難体制の整備	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③	河川管理施設の地震・津波対策	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	1-3 7-1
④	水害に強い地域づくり	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
⑤	農業用排水施設の保全・整備	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	1-3 5-2
1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生																
①	土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②	ため池の耐震化	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	1-4 7-3
③	激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	1-4 7-3

施策	脆弱性評価	施策分野													リスク 材 再掲 箇所
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老	過	
(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する															
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止															
①	支援物資の調達・供給体制の構築	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
②	物資等の備蓄の推進	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
③	水道施設の耐震化、老朽化対策	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	2-1 6-2
④	自家発電設備の整備促進	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤	道路の法面对策	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	2-1 5-1 6-3
⑥	道路施設の耐震化、老朽化対策	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	2-1 5-1 6-3

施策	脆弱性評価	施策分野													リスク 再掲 箇所
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老	過	
⑦ 緊急輸送道路等の 確保	<p>○救助・救急、医療活動や物資の供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の無電柱化・電線共同溝の整備促進、橋梁の耐震化等、重要な交通施設を守るための対策を着実に推進し、支援・輸送ルートを確認する必要があります。</p> <p>○複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する町道の整備を推進するとともに、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し、活用するなど、避難路や代替輸送路を確認するための取組を促進していく必要があります。</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	2-1 2-3 6-3 7-2
2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足															
① TEC-FORCE等との連携強化	○国から派遣されるTEC-FORCEと県、町における連携強化を推進することにより、応急・復旧活動を迅速に行える応急態勢を充実させる必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
② 消防庁舎の耐震化	○消防庁舎の耐震化など地域における活動拠点となる施設の耐災害性強化する必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③ 常備消防力の強化	○消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④ 消防団の充実強化 (再掲)	○消防団員の確保促進に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備・資機材等の充実・強化を推進する必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1-2 2-2
⑤ 地域防災力の向上	<p>○大規模災害時において被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進など、自助、共助を促す取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要があります。</p> <p>○毎年6月に住民が参画した避難訓練の実施していますが、参加者の偏りがみられるため、住民のさらなる参加を促し、住民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けるための取組を推進する必要があります。</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	2-2 4-2 8-3	

施策	脆弱性評価	施策分野													リスク 再掲 箇所
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老	過	
2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺															
①	病院等の耐震化	○災害時に医療救護の拠点となる病院等の耐震化、安全化を進める必要があります。	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②	病院における電力供給体制の確保	○災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から非常用発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、病院における電力供給体制の確保方策について検討を進める必要があります。	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③	医師会等との連携強化	○広域かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会等との連携強化を図るとともに、医師会・調剤薬局等との訓練等を通じた医療救護体制の強化に取り組む必要があります。 ○DMATが活動する急性期から、慢性期に移行するフェーズにおける医療体制を確保し、医療機能等の麻痺を防止するため、医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」等との連携方策を検討していく必要があります。	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④	病院BCPの作成及び防災訓練の実施	○災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCPの作成や防災訓練の実施などを行っていく必要があります。	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤	沿道建築物の耐震化の促進	○緊急輸送道路の機能を確保するため、改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する助成制度の周知・利用促進を図り、沿道建築物の耐震化を促進する必要があります。	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2-3 7-2
⑥	緊急輸送道路等の確保（再掲）	○救助・救急、医療活動や物資の供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の無電柱化・電線共同溝の整備促進、橋梁の耐震化等、重要な交通施設を守るための対策を着実に推進し、支援・輸送ルートを確認する必要があります。 ○複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する町道の整備を推進するとともに、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し、活用するなど、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進していく必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	2-1 2-3 6-3 7-2

施策	脆弱性評価	施策分野													リスク 再掲 箇所	
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老	過		
⑦	ヘリコプターの活用	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧	災害時の石油類燃料の確保	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
⑨	東庄町水道事業水道施設耐震化計画	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生																
①	避難所における衛生管理対策	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
②	予防接種や消毒、害虫駆除等の実施	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
③	広域火葬体制の構築	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
④	浄化槽の整備促進	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	2-4 8-1

施策	脆弱性評価	施策分野													リスク 材 再掲 箇所
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老	過	
2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生															
①	避難所運営体制の整備	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②	避難所や防災拠点等における電力の確保	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2-5 3-1
③	避難生活環境の充実	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④	災害時避難行動要支援者対策の促進	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	2-5 4-2
⑤	福祉避難所の指定促進	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-

施策	脆弱性評価	施策分野												リスク 再掲 箇所	
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老		過
⑥ ボランティア活動環境の充実	○東庄町社会福祉協議会と連携のもと、ボランティア受入体制の整備を進めるとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要があります。	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3) 必要不可欠な行政機能は確保する															
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下															
① 業務継続体制の確保	○大規模地震等が発生した場合においても、住民の生命・財産を守り・生活の早期復旧を図るとともに、行政機能を維持する必要があり、業務継続計画を策定したところであるが、さらに実効性を高めるため必要に応じて見直しを図り、訓練・研修等の実施による業務継続体制の充実強化を図る必要があります。 ○大規模災害発生時において、本庁舎が被災によりその機能を失った場合、速やかに代替施設を立ち上げる必要性がありますが、施設の立ち上げに必要な通信機器の不足や職員が機器の取扱いに不慣れであるため、施設の立ち上げに時間を要し、その間の行政活動に影響を及ぼすことが懸念されることから、必要な資機材の整備及び習熟を図る必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
② 応援受入体制の整備	○警察・消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れ、柔軟かつ迅速に応急活動を実施するため、県が策定した「千葉県大規模災害時における応援受入計画」を活用し、訓練等を踏まえ体制を強化していく必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③ 総合防災訓練の実施	○災害応急対処能力の向上等を図るため、引き続き消防、警察等防災関係機関と連携し、総合防災訓練・図上訓練（災害対策本部設置訓練）等を実施していく必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④ 避難所や防災拠点等における電力の確保（再掲）	○防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進める必要があります。 ○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2-5 3-1

施策	脆弱性評価	施策分野												リスク ナリ 再掲 箇所	
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老		過
⑤ 公共建築物の耐震化等（再掲）	○町有建築物については、平成 22 年度末までにおおむね耐震化は完了しています。今後は各施設の機能保全を図るため、計画的な建て替えや修繕を行っていく必要があります。また、老朽化状況やその維持管理、建て替えに係る更新時期やその費用を勘案し、統合・廃止・存続など施設の今後のあり方について検討する必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	1-1 3-1
⑥ 基幹業務システム等の耐災害性の確保	○基幹業務システムの耐災害性を確保する必要があります。 ○役場庁舎が被災しても、速やかに被災者支援をはじめとした各種の自治体業務が再開できるよう、業務システムのクラウド化等、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要があります。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（４）必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する															
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止															
① 電源途絶に対する予備電源の確保	○無線・有線電話等の情報通信システムに必要不可欠な電源が遮断され、使用不能となった場合、災害対応に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、電源途絶に対する予備電源の確保を図る必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
② 防災情報の収集・伝達体制の整備	○民間通信事業者の回線が停止した場合にも県や防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や情報システム等を整備し、維持・管理していく必要があります。また、防災拠点への公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備を図るなど、防災活動の拠点となる施設における情報通信手段の多様化を図るとともに、被災地における情報収集・伝達体制の充実のため、移動通信設備等の整備を進めていく必要があります。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③ 住民が必要な防災情報を入手できる環境の構築	○防災行政無線やアラート、防災メール、防災ラジオ等を通じ、住民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築する必要があります。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	4-1 7-1
4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態															
① 防災体制の強化・危機対応能力の向上	○情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な活用をより一層充実させることが課題であるため、町の危機対応能力の向上を図る必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

施策	脆弱性評価	施策分野													リスク 再掲 箇所
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老	過	
② 災害時避難行動要 支援者対策の促進 (再掲)	○避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進し、避難支援体制の充実を図る必要があります。	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	2-5 4-2
③ 外国人旅行者に対 する災害情報の迅 速かつ確実な伝達	○災害が発生したときに観光・宿泊施設にいる訪日外国人と日本人とでは、言語の問題からアクセスできる情報に格差が生じることから、各施設において外国人を速やかに誘導し、適切な情報提供を行える体制の整備を促すため、具体的な対処方法等について周知を図る必要があります。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
④ 地域防災力の向上 (再掲)	○大規模災害時において被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進など、自助、共助を促す取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要があります。 ○毎年6月に住民が参画した避難訓練の実施していますが、参加者の偏りがみられるため、住民のさらなる参加を促し、住民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けるための取組を推進する必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	2-2 4-2 8-3

施策	脆弱性評価	施策分野												リスク 材 再掲 箇所		
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老		過	
(5) 経済活動を機能不全に陥らせない																
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞																
①	民間企業におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進	○災害発生時に町内企業の大多数を占める中小企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる経済的損失が生じることから、中小企業のBCP策定を促進する必要があります。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
②	中小企業に対する資金調達支援	○金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達を支援する必要があります。町内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCP策定・実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、状況の把握に努める必要があります。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
③	道路の法面对策(再掲)	○道路の防災、震災対策として町道の法面对策を着実に推進するとともに、緊急輸送道路を含む国道、県道の対策推進の働きかけをしていく必要があります。また、法面の適切な維持管理については維持管理計画を策定し、それに基づいた計画的な法面の補修、施設の更新を行う必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	2-1 5-1 6-3
④	道路施設の耐震化、老朽化対策(再掲)	○大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、町道橋梁の耐震化を着実に推進する必要があります。 ○災害時の物資輸送に資する交通機能を確保するため、今後大量に更新時期を迎える道路施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な施設の補修・更新、適切な維持管理をしていく必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	2-1 5-1 6-3
5-2 食料等の安定供給の停滞																
①	農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含むサプライチェーンの機能確保	○地震・風水害その他の災害が発生した場合、被災住民を救助するための食料の調達及び供給に関し、農業協同組合等農林水産関係団体との連携を推進するなど、サプライチェーンの機能維持を図る必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
②	食料安定供給のためのほ場整備の推進	○大規模自然災害による食料不足等に備え、生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化や畑利用等が可能となるほ場整備を推進する必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	

施策	脆弱性評価	施策分野													リスク 再掲 箇所
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老	過	
③ 農業用排水施設の 保全・整備（再 掲）	○農村地域の災害未然防止や地域保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	1-3 5-2
④ 農地・農業水利施 設等の適切な保全 管理	○安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壌流出の防止など国土保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の機能診断等の実施を通じ、計画的な整備、補修及び更新を行う必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	
(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる															
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止															
① ライフライン事業者等 との連携強化	○大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、関係機関等との連携強化を図り、国、県、ライフライン事業者と連携した体制構築を推進する必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
② 民間企業における自 立・分散型エネル ギー設備の導入促 進	○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要があります。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止															
① 水道施設の耐震 化、老朽化対策 （再掲）	○本町の配水管は耐震化されていないことから、将来の震災に備えた水道施設の計画的な更新・老朽化対策の推進と併せ、耐震化を着実に推進するとともに、水害による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を促進する必要があります。	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	2-1 6-2

施策	脆弱性評価	施策分野													リスク 再掲 箇所	
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老	過		
6-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止																
①	道路の法面对策 (再掲)	○道路の防災、震災対策として町道の法面对策を着実に推進するとともに、緊急輸送道路を含む国道、県道の対策推進の働きかけをしていく必要があります。また、法面の適切な維持管理については維持管理計画を策定し、それに基づいた計画的な法面の補修、施設の更新を行う必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	2-1 5-1 6-3
②	道路施設の耐震化、老朽化対策 (再掲)	○大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、町道橋梁の耐震化を着実に推進する必要があります。 ○災害時の物資輸送に資する交通機能を確保するため、今後大量に更新時期を迎える道路施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な施設の補修・更新、適切な維持管理をしていく必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	2-1 5-1 6-3
③	緊急輸送道路等の確保 (再掲)	○救助・救急、医療活動や物資の供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の無電柱化・電線共同溝の整備促進、橋梁の耐震化等、重要な交通施設を守るための対策を着実に推進し、支援・輸送ルートを確認する必要があります。 ○複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する町道の整備を推進するとともに、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し、活用するなど、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進していく必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	2-1 2-3 6-3 7-2
④	集中豪雨時の道路冠水箇所の周知強化等	○ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部（アンダーパス）等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、冠水箇所の周知強化の検討等を行う必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
⑤	農道等の保全対策の推進	○災害時に複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農道の整備や適正な維持補修を推進する必要があります。また、農道橋の耐震診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化等を着実に推進する必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-

施策	脆弱性評価	施策分野													リスク 再掲 箇所	
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老	過		
(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない																
7-1 津波の河川遡上等による浸水被害の発生																
①	津波避難対策の推進	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②	河川管理施設の地震・津波対策（再掲）	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	1-3 7-1
③	住民が必要な防災情報を入手できる環境の構築	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4-1 7-1
7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺																
①	沿道建築物の耐震化の促進（再掲）	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2-3 7-2
②	輸送手段の確保	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
③	緊急輸送道路等の確保（再掲）	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	2-1 2-3 6-3 7-2

施策	脆弱性評価	施策分野													リスク 再掲 箇所
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老	過	
7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生															
①	ため池の耐震化 (再掲)	○大規模地震等により被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するため、耐震対策を推進する必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	1-4 7-3
②	激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策 (再掲)	○県と連携し、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備を促進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	1-4 7-3
7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃															
①	危険物保安教育の推進	○危険物貯蔵施設等において、消防法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るよう指導し、危険防止を図る必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②	高圧ガス設備の耐震対策の促進	○新規設置する高圧ガス設備に加え、既存の重要度の高い高圧ガス設備にも高圧ガス保安法に基づく最新の耐震設計基準に適合するよう事業者に対策を求めていく必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③	公害防止対策の推進	○本町は、工業団地に多数の事業者があることもあり、事業者とは公害防止協定を結んでいるが、災害時においても公害の防止を進めるため、引き続き廃棄物や汚水など、産業や住民生活に伴う環境の悪影響を管理する必要があります。 ○災害の発生に伴う廃棄物対策として、不法投棄の監視を継続して行う必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
④	有害・危険物質対応資機材の整備	○河川において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保する必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
7-5 農地・森林等の被害による地域の荒廃															
①	荒廃地等における治山施設の整備	○地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、山地災害発生リスクの高まりが懸念される中、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがあることから、効率的、効果的な治山施設の整備を進める必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-

施策	脆弱性評価	施策分野												リスク 材 再掲 箇所
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老	
②	多様で健全な森林の整備等	○間伐等の森林整備が適切かつ十分に行われないことにより、森林の有する雨水等による土壌の侵食・流出を防ぐ山地災害防止機能及び洪水緩和機能や、二酸化炭素の吸収源を確保する地球温暖化対策等の機能が著しく低下するため、適切に森林整備を進める必要があります。												-
③	農地等の適切な保全管理	○農家の高齢化が進み、地域の担い手が減少してくることが予想されるため、将来に向けて農地が荒廃しないよう担い手を確保していくとともに、農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施への支援を行う必要があります。												-
④	山村コミュニティによる森林整備・保全活動の推進	○人口の減少や高齢化の進行、有害鳥獣の増加などにより、森林の保全・管理を適切に行う事が困難になりつつあります。それにより、森林荒廃など、森林の有する国土保全機能（土砂崩壊防備、水源のかん養等）が損なわれるおそれがあるため、里山整備などの対策を講じる必要があります。												-
⑤	強い農業・担い手づくり	○地域農業者の減少や天候不順の多発等を克服しながら国産品への需要を満たす生産・供給主体の確保が必要であるため、拠点となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする新たな生産事業モデルの育成を検討していく必要があります。												-
(8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する														
8-1 大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態														
①	災害廃棄物処理計画の作成	○災害廃棄物は、廃棄物処理法で一般廃棄物に区分され、被災市町村に処理責任がある。東日本大震災のような大規模災害時には、市町村が通常処理していないような性状の廃棄物が、一度に大量に発生し、現行の廃棄物処理体制では、迅速かつ適正な廃棄物処理が困難なことが懸念される。このため、災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、必要に応じて見直しを進め、災害廃棄物処理が停滞することにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避する必要があります。												-
②	災害廃棄物処理体制の構築	○大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る必要があります。												-

施策	脆弱性評価	施策分野												リスク 再掲 箇所		
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老		過	
③	災害廃棄物を仮置きするストックヤードの整備	○国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」を踏まえ、災害廃棄物の発生量の推計に併せ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の選定を推進する必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
④	一般廃棄物処理施設の老朽化対策、防災機能の向上	○国が策定した「廃棄物処理施設整備計画（平成5年3月）」を踏まえ、地域の核となる廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、浸水対策等を着実に推進する必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-
⑤	浄化槽の整備促進（再掲）	○大規模地震発生時においても汚水処理機能を確保するため、浄化槽については、合併処理浄化槽の普及を促進する必要があります。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	2-4 8-1
8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態																
①	建物被害認定体制の充実	○大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、町における罹災証明書の交付に係る建物被害認定を行うための職員を養成する必要があります。	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②	復旧・復興の担い手（建設業）の確保	○建設産業の担い手の高齢化、若年層の離職率の高さなどにより、地域を守るべき建設業者が不足し、災害発生時等の対応力が低下する可能性がある。また、災害時における応急業務等の連携が図られるよう、各種団体との応急業務協定を締結しているが、災害時に有効に機能するよう、平時から防災訓練や道路啓開訓練等を通じて実効性を高める必要があります。さらに、応急復旧の迅速化を図るため、情報化施工等、有用な技術の普及を図る必要があります。	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
③	災害対策コーディネーターの育成	○大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動や復旧に向けた活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、県と連携して、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う必要があります。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態																
①	文化財に係る各種防災対策の支援	○文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、文化財所有者等に対して、大規模自然災害への予防措置等の指導・助言を行う必要があります。	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

施策	脆弱性評価	施策分野												リスク 再掲 箇所		
		行	住	保	教	情	産	交	農	地	環	リ	老		過	
②	公共土木施設等の老朽化対策の促進	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-
③	治安の悪化、社会の混乱対策	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④	被災者台帳の整備・推進	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤	応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑥	生活再建支援体制の整備	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑦	地域防災力の向上 (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	2-2 4-2 8-3
8-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響																
①	産地ブランド力の向上	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-
②	風評被害対策	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-

東庄町国土強靱化地域計画

発 行 令和2年12月

編 集 東庄町役場 総務課

〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い 4713 番地 131

TEL. 0478-86-1111 (代)

東庄町ホームページ <http://www.town.tohnosho.lg.jp/>